

八王子市子ども家庭福祉のあり方に関する検討会 第2回議事録

○開催日時：平成28年7月26日（火） 15:00～17:30

○開催場所：八王子市役所 本庁舎802会議室

○出席者：小澤篤子（座長・八王子市子ども家庭部長）、井上仁（副座長・日本大学文理学部教授）、影山孝（東京都児童相談センター児童福祉相談担当課長）、佐々木常道（社会福祉法人エス・オー・エスコどもの村統括主任）、高橋洋（八王子市立山田小学校長）、山本英雄（八王子市民生委員児童委員協議会第17地区会長）、坂本洋子（八王子市内里親関係者）、小山等（八王子市総合経営部長）、石黒みどり（八王子市医療保険部長）、廣瀬勉（八王子市学校教育部長）、平塚裕之（八王子市子ども家庭部子どものしあわせ課長）

○欠席者：豊田聡（八王子市福祉部長）

○議題：

- 1 開会の挨拶
- 2 前回欠席委員の紹介
- 3 報告等
 - 1) 東京都児童相談センターの視察報告について（6/21）
 - 2) 前回検討課題についての報告
- 4 検討事項等
 - 1) 東京ルール及び要保護児童対策地域協議会について
 - 2) 各機関からみた児童相談所との関わりについて
 - 3) 質疑応答
- 5 第3回検討会（10/4）での検討事項等について（案）
 - 1) 視察結果報告（障害者福祉課・事務局）
 - 2) 児童相談所設置にあたり必要な人材について
 - 3) 都内各児童相談所、金沢市、横須賀市の児童相談所運営体制について
 - 4) その他各委員からの要望事項等
- 6 閉会

○公開・非公開の別：公開

○会議の内容（無記名）

1 開会の挨拶

座長： 前は、児童相談所の状況について委員に報告いただいた。今回は、関係各機関がどのような活動をしているのか、あるいは児童相談所との関係を把握したいと考えている。ぜひ忌憚ないご意見を頂戴したい。また、児童相談所のサービスとして、今、何が不足しているのかについても、活発なご意見をいただきたい。

2 前回欠席委員の紹介

（座長より、前回検討会の欠席委員の紹介）

3 報告等

座長： 6月21日に東京都児童相談センターの視察を行った。その報告を委員よりさせていただく。

委員： 6月21日、本市の子ども福祉関係機関の関係者とともに、東京都児童相談センターを視察した。同センターは、単体の児童相談所ではなく、都の教育相談センター、あるいは警視庁の少年センターなどが併設されている。東京都での「子ども家庭総合センター」という総合的な機能をもっている。児童相談所と一時保護所を中心に視察させていただいた。

児童相談所は行政機関であり、当然、専門職員とその役割分担がなされている。また、行政としての経験値も必要である。今回は、児童相談所の視察であったが、大きく感じたことは、一時保護所の役割が非常に大きいという点である。つまり、様々な事情から、子どもたちが家庭から離れ、その中で、彼らは学習、遊び、人間関係を作りながら生活している。それが一時保護所であり、その子どもたちに日々関わりをもつ、という施設的な役割の大きさを強く感じた。

一時保護の措置を経て、場合によっては児童養護施設などで生活するということになる。子どもたちに毎日関わり、最善の利益を図ることが要（かなめ）であり、単に相談を受け付ける行政機関ではないということを改めて感じた。そのための必要な体制を整えていかなければならないことを、考えさせられた。

座長： 視察に同行した委員から、補足事項はありますか。

委員： 児童相談所の一時保護所の重要性について報告いただいたが、一時保護は、子どもに大きな負荷をかけるものでもある。その理解をしておかないと、色々と課題が出てくるように感じている。

座長： 私も視察に行ったので、若干の感想を申し上げたい。当然のことだが、どんな状況の子どもが一時保護の対象になるかは分からない。その中で、たとえば下着、上着などを準備して子どもたちに対応する。また、子どもがどんなアレルギー体質であるかも分からないので、食事の提供についても気を遣わなければならない。そのようなことに注意して、対象の子どもに対応する必要がある。

前回、児童相談所の機能について報告いただいた委員から、何か意見はありますか。

委員： 児童相談所の一時保護所についてお話ししたい。児童相談所の中でも、一時保護所の機能は大きく、東京都児童相談センター内でのスペースも大きく見えたかもしれない。しかし実際は、常に定員を超えて入所している。入所率は約120%という状況である。それでも、夜間や休日に緊急のケースがあれば、対応しなければならない。定員を理由に、緊急のケースの受け入れ拒否などはできない。これは難しい問題である。

東京都としては、一時保護所を増やしてきているが、残念ながら、地域の方々の理解が得られない。新しく児童相談所、一時保護所を作りたいと行政が説明しても、地域の方々の反対はかなり強い。児童相談所が新しく作られることによって、非行少年が集まってくるのではないかと懸念されることが多い。ある自治体では、児童相談所から非行少年が逃げた場合には、すぐに自治会に連絡する「約束」をしたうえで、一時保護所を開設したという例がある。年に2回ほど自治会と懇談会を開き、「非行の子どもを受け入れは最低限にしてくれ」と求められることもある。

実態は、児童相談所が作られた地域で凶悪犯罪が増えるということはないのだが、児童相談所のイメージがよくないということがある。よって、財源の問題だけでなく、地域の理解が得られず、苦慮しているのが現状である。

座長： 平成 27 年度、子ども家庭支援センターから、八王子児童相談所へ送致された子どもの状況について、委員から報告願いたい。

委員： 子ども家庭支援センターから、八王子児童相談所へ送致した子どもは、合計 20 人。その 20 人のうち、12 人が「家庭復帰」をしている。「施設入所」は 3 名。「調整中」は 2 名。「保護の取り下げ」が 3 件。一時保護をした 17 名の「保護場所」は、八王子の児童相談所が 3 名。東京都児童相談センターが 2 名。児童養護施設が 6 名。乳児院が 1 名、など。

以上のようになっている。八王子市のケースであっても、すべて八王子市の施設が対応できるわけではない。対象が近所の子どもであった場合、個人情報の観点から、他の自治体で保護する配慮がなされている。

副座長： 平成 27 年度の子どもの家庭支援センターで対応した虐待ケースの状況を、簡単に教えてほしい。

子ども家庭支援センター館長： (配付資料「子ども家庭支援センター」を用いて説明) 平成 27 年度の相談延べ件数は、3 万 3,962 件で、前年度より増加している。そのうち、児童虐待相談としての受理数は 644 件。実際に虐待として認知し対応したのは、約 530 件。そのうちの 20 件が「一時保護」で、児童相談所に送致した。児童虐待の受理数も、前年度より増加している状況である。

座長： 一時保護された 17 名の虐待種別の内訳などは、把握されているのか。

子ども家庭支援センター館長： 具体的な内訳データを、本日は持参していない。ただ、やはり最も多いのは身体的虐待であり、危険度が高いケースとして保護している。性的虐待は数件という状況である。

委員： 一時保護された子どもを児童養護施設で預かるケースについては、入所するまでに細かいやりとりができるようになってきている。ケースによっては、その子どもだけでなく、保護者にも児童養護施設を見学していただき、入所の手続きを進めることもある。書面だけでなく、様々なやりとりを行うことができるようになってきている。

座長： それは、最近変わってきたという印象か。

委員： だいぶ前から行われてきたことである。それがスムーズに、当たり前のようにできるようになってきたと感じている。

委員： 一時保護所の場合、保護している間は学校に通わせられないという問題がある。なんとか学校に通わせる方法はないかと考えている。

委員： 基本的に、高校生年齢であって、その子どもの安全に問題がなければ、一時保護所から通学させることは可能である。ただし、小中学生の場合には、付き添いの問題も含めて通学は難しい。条件が合えば、地域の児童養護施設から通うことも可能。しかし、虐待のケースに限っていえば、子どもの行き先(学校)を虐待者(保護者など)は知っているので、安全面で問題がある。

座長： 平成 27 年度に八王子児童相談所が施設入所措置した子どもの入所先について、委員より報

告願いたい。

委員：（配付資料 p.3「施設等新規入所数」平成 27 年度 を用いて説明）このデータは、前回の検討会で報告した資料の抜粋である。それぞれ、東京都内でどこの地域の施設に入所となったかを示している。乳児院については、11 名が入所している。八王子市に乳児院は設置されていないため、中野区 3 名、杉並区 2 名、渋谷区 1 名、新宿区 1 名、町田市 2 名、青梅市 2 名である。

児童養護施設は、24 名が入所している。八王子市内に 6 名、杉並区 4 名、新宿区 1 名、足立区 1 名、三鷹市 2 名、武蔵野市 1 名、日野市 3 名、青梅市 2 名、町田市 2 名、千葉県 2 名。

児童自立支援施設は、青梅市 3 名。

障害児入所施設は、板橋区 1 名、埼玉県 1 名。

自立援助ホームは、八王子市 1 名、世田谷区 1 名、大田区 1 名、江戸川区 1 名、足立区 2 名、町田市 1 名。

里親委託は、八王子市 2 名、町田市 2 名、杉並児童相談所管内 1 名、立川児童相談所管内 2 名。

以上のように、必ずしも八王子市内の施設や里親委託を利用しているわけではない。

平成 28 年 6 月 27 日現在の「施設等在籍児童数の現状」を見ていただきたい。八王子市内には 3 つの児童養護施設がある。3 施設の定員の合計は、138 名。現在の在籍は、134 名である。そのうち、八王子市内の子どもは 53 名。八王子市を除く八王子児童相談所（町田市と日野市）は、21 名。他の児童相談所は 60 名。つまり、八王子市以外の児童相談所に入所している子どもが多い。

障害児入所施設は、措置入所 18 名。そのうち 6 名が八王子市の子どもである。ファミリーホームは 2 か所で定員 12 名。入所は 11 名、そのうち八王子市の子どもが 4 名である。

八王子児童相談所（町田市と日野市）は 2 名、他の児童相談所は 5 名。

養育家庭は、定員 27 家庭、在籍 51 名。八王子市内の子どもは 10 名。八王子児童相談所（町田市と日野市）は 17 名、他の児童相談所は 24 名。

八王子市内在住の子どもの入所、委託先については、児童養護施設の入所数 152 名。乳児院の入所数 18 名。児童自立支援施設は入所数 4 名。障害児入所施設は入所数 21 名。ファミリーホーム入所数 11 名。養育家庭委託は 16 名。養子縁組里親委託は 3 名。自立援助ホームは 6 名。

措置をする時には、その子どもの状況が「養育困難」であれば、なるべく市内の施設を検討する。一方、「虐待」であれば虐待者と生活圏を別にする必要があるので、市外を検討する。

座長： 措置を必要とする子どもの状況によっては、八王子市外の施設入所が適切である場合があるということが、よく分かった。

副座長： 報告いただいた、八王子児童相談所が施設入所措置した子どもの調査には意味があると思う。しかし、政令市などではどのような状況なのか、1 度調べる必要があるのではないか。東京以外の政令市、さいたま、横浜、川崎、相模原など、実際にどのような形で措置をしているのか、その傾向を知りたい。

政令市の場合、独立型の児童相談所を置いていることがある。その設置や運営状況を調べ

てみたほうがよいかもわからない。

委員： 東京都が数年前、政令市の児童相談所に話を聞きに行ったことがある。当時、基本的には政令市内部で措置していた。政令市を越えて措置できる制度的仕組みは、協議したり、作っているということだった。しかし、実際にその制度が使われることは、ほとんどない、ということであった。施設の数も、それなりに確保されているからだろう。

某政令市では、市内の施設については、その市にすべて所管換えをしたという。したがって、広域的な考えはもっていないようだ。

副座長： 乳児院については、特に厳しいだろう。乳児専門の里親は、すぐに確保できるものではない。

委員： 乳児を預かると、家庭復帰で親元に帰す時に、里親がかなりつらい思いをするようだ。

副座長： たとえば、八王子市が乳児院を作るとした場合、そのリスクは高くなるのではないか。虐待で保護して最もリスクが高いのは乳幼児であるから、広域で乳児院をその都度探すというのでは、対応が間に合わなくなるだろう。

委員： 2歳までの乳児の場合、一時保護所が使えない。手がかかる2歳未満の乳児を「今日、預かってくれ」と依頼しても、受け入れてくれる里親は非常に少ない。乳児の対応は、時間的にもリスク的にも負担が大きいといえる。

副座長： 自治体によっては、住民の相互扶助意識が強い地域と、そうでない地域がある。八王子市が乳児院を新たに作る場合、継続性をどう考えるかも課題になる。

委員： 個人的には、ファミリーホームの活用を考えればよいと思っている。障害児用、虐待を受けた子ども用、乳児専門など、それぞれの性格のファミリーホームをNPO法人などで作っていくことが有効ではないか。

副座長： 今の措置費の払い方だと、実績主義なので、数の問題がある。

委員： ショートステイの利用はできないのか。

副座長： 日本の場合、2歳以下だと看護師が配置されていないと受けられない。

座長： 八王子市でも、ショートステイと乳児院が委託契約したらどうか、という話は以前から出ているが、実現は難しい。

委員： 八王子市は中核市なので、これからはすべての施設を自前で運営すべきなのか。それとも、これまで通り、東京都の施設もある程度利用していくのか。

座長： それは考え方による。その仕組みをどうすべきかを、この検討会で話し合っていきたい。

副座長： リスクの高い乳幼児の虐待対応の部分でいうと、市内に施設をもっていないと、どうしても機動性が落ちる。それが一番の課題になる。

委員： 自立支援施設の場合、これ以上増えることはないと思う。しかし、やはり乳児の問題は何とかしないと厳しいだろう。

4 検討事項等

委員： (配付資料 p.4「児童虐待相談の連絡・調整に関する基本ルール（「東京ルール」）の改定について」を用いて説明） 子ども家庭支援センター自体、東京都の制度として始まった。児童相談所との連携をどう行っていくのかを、このルールで定めている。配付資料 p.5「児童虐待

相談の連絡・調整に関する基本ルール」には、その内容が示されている。ここでは、「共通理念」として、子ども家庭支援センターと児童相談所は、地域の子どもの命を守り、その成長、発達を支えなければならない、とされている。

「策定の目的」は、児童虐待相談等に適切に対応するため、子ども家庭支援センターと児童相談所が相互の共通理解のもと、東京都の実情にあった円滑な連絡・調整のルールを定めることである。

「基本的対応」は、各種の資源を活用したケース対応、児童相談所の機能が必要とされる場合の送致を行い、児童虐待相談等に対する支援を行うことである。子ども家庭支援センターと児童相談所は、必ず主担当機関を定め、緊密な連携のもとに相談援助活動を行う。また、連絡・調整にあたっては、組織による意思決定を行ったうえで、実務の責任者を窓口として、ケース内容や手続きについて十分なコミュニケーションを行う。

配付資料 p.2「連絡・調整分類表（見直し後）」を見ていただくと、子ども家庭支援センターから児童相談所に行くのは「情報提供」「援助要請」「送致」「通知」の4つである。逆に、児童相談所から子ども家庭支援センターに行くのは、「情報提供」「協力依頼」「区市町村移管」の3つである。また、「逆送致」と呼ばれるが、児童相談所から子ども家庭支援センターに行く送致というものが、新たに始まる予定である。これについては、東京都で協議する予定だが、詳しいことはまだ分かっていない。

次に、配付資料 p.9「八王子市子ども家庭支援ネットワーク」（要保護児童対策地域協議会）組織図を見ていただきたい。要保護児童対策地域協議会は、4つの層に分かれている。「代表者会議」「実務者会議」「地域ブロック会議」（地域ブロック内に「中学校区分科会」を置く）「関係者会議」（個別の要保護児童と直接かかわる担当者など）である。それぞれ、代表者会議は年2回、実務者会議、地域ブロック会議は、年1回開催する。関係者会議は、かなりの回数が行われる。

座長： 若干の補足をさせていただく。代表者会議は、一般的に「大きな方針」を決定するレベルの会議である。実務者会議は、実務レベルで、たとえばマニュアルを作るなどを決める。その下に、関係者会議が置かれる。

八王子市は57万人という規模であるから、この3つの会議以外に、地域の情報を知る会議として地域ブロック会議、中学校区分科会を設けている。合計、5層からなる会議で組織しているのが、現在の八王子市の特徴である。

委員： 中学校区の会議（分科会）という点が、有意義であるように感じる。八王子市では5つの層ということだが、それでも広すぎるのではないか。子どものケース、名前と顔が一致し、家庭情報の共有を行う意味でも、中学校区での会議の頻度を増やせば、いい対応ができるようになるのではないかと感じる。

副座長： 年1回しか開けないのであれば、それほどモニタリングや進行管理はできないのではないか。

子ども家庭支援センター館長： 現状は年1回だが、増やしていくことも必要かもしれない。

副座長： 八王子市の場合、関係者会議が248回と非常に少ない。たとえば虐待ケースは644件あるが、それに対して248回というのは少なすぎる。これはどういうカウントなのか。

子ども家庭支援センター館長： 子ども家庭支援センターが主体になっている会議と、児童相談所主体で行う会議を、区分しているので、会議の回数が少なく記されている。

副座長： 会議の回数も、評価の対象になってくる。頻度が少なすぎると、相談機能として疑問を持たれてしまう。

委員： 要保護児童対策地域協議会の構成について、疑問がある。資料（配付資料 p.2）には、代表者会議の下に関係者会議が位置づけられているように見える。これでは、関係者会議の重要性が小さく見えてしまう。逆に、関係者会議があって、その下に色々なものが続くというように示したほうがよいのではないか。

座長： 関係者会議を機能させるために、様々な取り組みがあるべき、ということは同感だ。

副座長： 関係者会議の回数についても、検討したほうがよい。保健センターや教育の連携が必要とされる中で、どれだけ丁寧に協議しているかが問われている。中核市として児童相談所を作った場合、これができていなければ、十分に機能していないことになる。

座長： 続けて各委員から、各機関からみた児童相談所との関わりについて報告をお願いしたい。

委員： （配付資料 p.10「子ども家庭福祉のあり方に関する検討会資料」説明）八王子市の小学校の現場から、児童相談所とのかかわりを見ていくと、連携して対応している事案が増えている。これは、多くの学校で共通していることと考えられる。学校としては、家庭の中に強く介入することが難しいこともある。その意味で、児童相談所や子ども家庭支援センターとの連携は重要と考える。家庭が子どもに対して愛情を注ぎ、適切に保護者として対応していくことが大切である。そのような意識が低い家庭も存在するので、児童相談所や子ども家庭支援センターが「親を教育」する視点も必要である。

現在の課題として、八王子市が抱えている「エリア」の広さと、受け付けている相談件数の多さが指摘できる。ケース会議開催に関しても、学校としては、もっと頻度を高めたいと思っているが、児童相談所の担当職員の方とのスケジュールが合わず、時間が経ってしまうケースも多い。なるべく早く相談ができるよう、時間が短縮されるとよいと思う。

次に、ベテラン職員が減ってきているのではないかと。難しいケースに対応するには、長い経験やノウハウが必要である。若手に対応力をつけさせることが課題である。

八王子市が児童相談所を作った場合のメリットとして、様々なケースに短時間で対応可能になるのではないかとと思われる。八王子市の各機関と密接につながることも可能になるのではないかと。また、子育てに悩んでいる保護者に対しては、相談しやすい体制をとることで、子どもの最善の利益が可能になると期待できる。

逆にデメリットとして、八王子市だけで人材の確保と育成が可能なのかということがある。東京都の各種研修会や勉強会と比べて、市内の研修などは規模的にも小さくなるはずだが、それをどう考えるべきか。

次に、予算のことが考えられる。児童相談所を作るための予算措置は、十分に行われるのか。

次に、教育との関連で、小学校高学年から中学生の時期に、親からの愛情を受けなかった子どもが、やがて大人になり、自分が子どもをもつことになる。その時のために、「家庭とはこういうもの」「父親・母親の役割」などを実体験として知らない子どもに、伝えていく教育

プログラムが必要である。そのことが、将来の「よい市民」を作ることにつながる。

座長： ありがとうございます。次の委員報告をお願いしたい。

委員： （配付資料 p.11「ファミリーホーム（里親）」説明）「里親」としての支援者の立場から報告させていただく。里親にはいくつかの種類がある。養子縁組里親もあれば、レスパイトのみを行う里親もある。年に1度の自立支援計画の家庭訪問では、子ども担当の児童福祉司、親担当の児童福祉司、児童心理司が訪問するのが通例である。学校への訪問は、主に親の担当者が行くことになっている。

里親支援機関は、児童養護施設、乳児院に設置され、児童相談所には里親等委託推進員がいる。しかし、里親支援は、現時点では役割が不明瞭な部分が多いのが現状である。

一時保護所の状況として、非行の子どもも虐待の子どもも一緒に暮らすことには、問題がある。様々な年齢、状況の子どもたちにとって、一時保護は大きな負荷がかけられることである。

八王子市の里親家庭の現状（家庭数）は、全体数が29家庭、委託家庭数は20家庭（委託児童36人）、そのうちファミリーホーム数は2家庭（委託児童11人）、未委託家庭数は9家庭である。未委託家庭数が多いので、その対応がこれから求められる。

八王子市が児童相談所を持った場合、「金属疲労状態」の現在の児童相談所に代わる新しい「器」を作り、切り換えていくことが期待される。八王子で暮らす子どもに対する支援は、八王子市が行うというシンプルな発想、取り組みが必要ではないか。担当の子ども本気で考え、長く関わってくれる職員が求められている。

座長： ありがとうございます。次の委員報告をお願いしたい。

委員： （配付資料 p.12「第2回検討会資料」説明）児童養護施設を運営している立場から、定員36名中、八王子市からは27名を受け入れている。入所前ケース状況について、事前相談、児童・保護者との事前面接を行っている。入所児童の今後の方針について、自立支援計画の作成・確認を行っている。また、入所児童保護者との交流については、今後の見通しをもてるように段階的な設定を行い、「保護者支援プログラム」といったものも行っている。退所後の支援に向けた関係者会議も行っているが、アフターケアを十分に行うことが課題である。

課題として、必要な時に担当の児童福祉司と連絡がつかず、対応が後手に回ってしまうことがあげられる。遠方の施設で、当施設への措置ケースが少ない児童相談所ほど、この傾向が強い。児童福祉司の力量により、ケースの進展が大きく変わることは望ましくないが、現実にはそうなりがちである。支援の中心となる自立支援計画について、作成段階からのかかわりと共有をいかに進めるのか。また、家庭再統合に向けた親支援プログラムの適切な実施も課題である。

八王子市が児童相談所を持った場合のメリットは、地域のニーズに即した取り組み、独自の取り組みがしやすくなり、関係機関との連携も取りやすくなるのではないかと。措置対応できるケースが増え、一時保護所での長期生活が減る可能性もある。

デメリットは、人材の配置、専門性の確保である。これまでは八王子市以外の行政から照会を受けたりして、情報共有できていたが、八王子市内の関係機関との連携が主体となれば、他市との連携が弱まるのではないかと。また、入所は市内の施設が中心となれば、子どもの保

護者と顔を合わせる機会も多くなり、それがトラブルの元となることが懸念される。

座長： ありがとうございます。では、次の委員報告をお願いしたい。

委員： (配付資料 p.13「第2回検討委員会発表資料」説明) 民生委員・児童委員協議会から報告する。協議会の委員数は、450名(定員451名、うち主任児童委員41名)。部会は子育て支援部会82名、児童福祉部会79名、主任児童委員部会41名という構成である。平成20年頃までは、八王子児童相談所から直接、主任児童委員もしくは地域の民生委員・児童委員に「泣き声通報の確認」「虐待が疑われる家庭への調査・見守り」ケースによっては稀に「児童委員指導(措置指導)」の依頼があった。近年は、重篤なケース以外は、子ども家庭支援センターからの依頼が多くなっている。

民生委員・児童委員協議会は、要保護児童対策地域協議会へ参加し、八王子児童相談所との情報交換を定期的に行っている。

近年、小・中学校から不登校、学習遅滞や非行に関する相談が増えている。主任児童委員や児童委員にダイレクトに相談や支援依頼がなされることが増えてきている。

八王子市が児童相談所を持った場合、地域に合った市独自の相談・支援体制の構築が可能になり、関係機関の連携が円滑になる。権限の委譲により、一時保護等の措置決定がスムーズになる。担当職員のスキルアップも期待できる。

デメリットは、施設の設置や整備、人材育成に費用がかかる。事故があった場合に市が責任を問われることになる。事務処理など、担当職員の責任や負担も重くなる。また、児童の保護先が市内になるため、児童の連れ戻し等のリスクが発生する。

座長： では、各委員の報告について、質問がある方はいますか。

副座長： 民生委員・児童委員協議会について質問したい。「子育て支援部会」と「児童福祉部会」の違いは何か。

委員： 子育て支援部会は、乳幼児を対象としており、児童福祉部会は、小学生以降の子どもを対象としている。

委員： 虐待を受けた子どもを措置する場合、その家族が、担当職員の近くに居住していることはありうるのか。そのことで、何か問題が起きる可能性はないか。

委員： 一時保護や家庭裁判所の決定など、ある意味では保護者と対決する形で措置せざるを得ない場合もある。そのようなケースで、職員の住んでいる地域などが保護者に知られてしまうと、職員は恐怖を感じることもある。

副座長： 同じ地域の行政組織、関係機関内で、ネットワークを作って対応することが重要である。「連携」といえば聞こえはいいが、協調的でなければネットワークはすぐに壊れてしまう。ネットワークを機能させることが課題である。

座長： 優秀な職員、ワーカーがいたとしても、その職員が永久に第一線の現場で活躍できるわけではない。その経験を受け継いでいけるような組織体制が必要である。本日の委員からの報告でも、「人を育てる」という内容の指摘が多くあった。それだけ重要な事柄であると考えられる。

副座長： 児童相談所と子ども家庭支援センターの役割分担をどうするかということも考えなくてはならない。

5 第3回検討会（10/4）での検討事項等について（案）

委員：（配付資料 p.14 「都政新報」平成 28 年 6 月 28 日 説明）児童福祉法改正について、現時点での論点が述べられている。

（配付資料 p.15 時事通信社「特集・児童相談所アンケート＝中核市、4 分の 3 が慎重姿勢」平成 28 年 5 月 27 日 説明）このアンケート調査では、中核市の 4 分の 3 が児童相談所設置は「未定」か「設置方針なし」と慎重姿勢であることが述べられている。また、改正児童福祉法施行後、「5 年以内に設置する方針」とした市は、なかったことが明らかになっている。

第 3 回検討会（10/4）は、横須賀の児童相談所の視察結果報告、都内各児童相談所、金沢市、横須賀市の児童相談所運営体制について検討することとしたい。

6 閉会

座長： 今回の検討会は、以上で終了とさせていただきます。